

## 尾道市建設工事請負契約約款の改正について

R02/04/01 建設部契約課

民法改正等に伴い、中央建設業審議会から公共工事標準請負約款の実施について勧告がなされ、標準契約約款が改正されたため、尾道市においても、工事請負契約約款の改正を行います。主な改正内容としては次のとおりです。

### 1 契約の保証について

契約の保証について、その契約が破産管財人等による解除の場合にも、保証されるものでなければならぬこととします。

### 2 請負代金債権の譲渡制限について

現行の民法では、契約約款に譲渡制限特約を付しておけば、債権譲渡は無効となると解釈されていましたが、改正民法では、譲渡制限特約を付していても債権譲渡の効力は妨げられないとされたため、委託業務の履行を担保するため、譲渡制限特約を維持した上で、債権譲渡できる場合を明記し、これに違反した場合の契約解除権等を規定します。

現行の規定内容	改正案の規定内容
① 譲渡の禁止を規定し、あらかじめ発注者の承認を得た場合のみ可能と規定。 ② どのような場合に承認するかは規定していない。	①現行の①の規定はそのまま維持。 ②前払金や部分払によっても、当該契約の工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、①の承認をしなければならない旨を規定。 ③ 債権譲渡で得た資金は、当該契約の工事執行以外に使ってはならず、また、用途を疎明する書類の提出しなければならない旨を規定。 ④ ②と③に違反した場合と暴力団等に債権譲渡を行った場合には、契約解除ができる旨を規定。

### 3 瑕疵担保責任について

民法改正の整備法による建設業法の改正により「瑕疵」という用語について、「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合においてその不適合」を意味するものとして表現が改められましたので、これに合わせて改正を行います。

	現行の規定内容	改正案の規定内容
用語	瑕疵	契約の内容に適合しないもの (契約不適合)
求める措置	補修若しくは損害賠償又は補修と併せた損害賠償	①補修、代替物の引き渡し等の履行の追完請求 ②催告をしても履行の追完がなされない場合又は追完が不能であるときは、代金減額請求
契約の解除	規定無し	正当な理由なく、履行の追完がなされないときは契約解除できる（民法改正により、工事目的物完成後の契約解除も可能となったため。）
求めることができる期間	①コンクリート造等は2年 ②木造及び設備工事は1年  ③受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は10年 ④住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条に定める部分は10年	①コンクリート造等と木造の区分を無くし原則2年 ②「設備工事」については、「設備機器本体等」と規定し、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は責任を負わない（一般的な注意の下で発見できなかった場合は1年以内に請求等を行う。）。 ③受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、民法の規定によることとした（5年又は10年） ④住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条に定める部分の瑕疵は10年（同施行令については「瑕疵」の語が改正されていない。）